福祉医療費助成制度における 「併用レセプト」方式の開始のお知らせ

平成31年4月診療分より、県・市町村が実施している福祉医療費助成制度の「福祉医療費請求書」を廃止し、「併用レセプト」方式による現物給付を導入いたします。

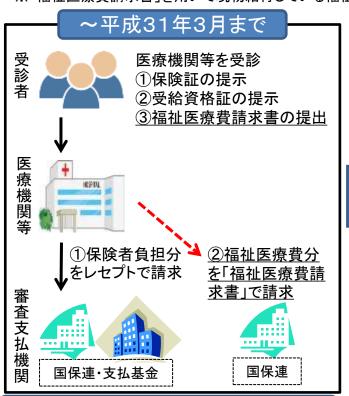
<併用レセプト方式の対象となる制度>

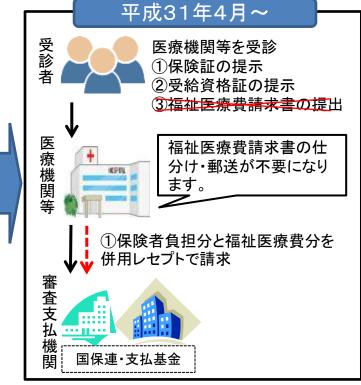
- 〇乳幼児・子ども医療費助成(市町村単独実施分含む)
- 〇18歳以下ひとり親家庭等医療費助成

〇心身障害者(65歳未満重度)医療費助成

〇妊産婦医療費助成

- 〇高齢者(65~69歳軽度)医療費助成
- ※「福祉医療費請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象となります。





医療機関等の皆様へのお願い

①レセプトコンピュータの改修について

- ・福祉医療費分も併用レセプトにて請求いただくことになります。お使いのレセプトコンピュータによっては、改修が必要な場合がありますので、あらかじめご準備お願いいたします。(詳しくはレセプトコンピュータ業者にお問合せ願います。)
- ②平成31年4月診療分以降は、新しい「受給資格証」の確認をお願いします。
 - ・受給者には平成31年3月中に、新たに「公費負担者番号」等を記載した、新しい 受給資格証が送付されますので、4月以降は必ず新しい受給資格証で公費負担 者番号等をご確認願います。
 - ・なお、平成31年3月診療分までは、従前どおり福祉医療費請求書を用いて、 国保連合会に請求願います。
- ※公費負担者番号やレセプトの記載方法など、詳しくは富山県健康課のホームページ (http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205)をご覧願います。

富山県厚生部健康課(TEL:076-444-3226)